

JIS

家庭用ガス暖房機器

JIS S 2122 : 2019

(JIA)

平成 31 年 4 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 49.3.1 改正：平成 31.4.22

官 報 公 示：平成 31.4.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 区分	3
4.1 設置による区分	3
4.2 放熱方式による区分	4
4.3 暖房機能による区分	4
5 性能	4
6 機器の構造, 材料及び寸法	22
6.1 構造一般	22
6.2 材料	22
6.3 種類別の構造及び寸法	24
6.4 設置形態別の構造	26
6.5 設定時間になると自動的に運転を開始する機能をもつ機器	26
7 部品の構造及び寸法	27
7.1 構造及び寸法一般	27
7.2 ガス接続口	27
7.3 器具栓	28
7.4 パイロットガス導管	28
7.5 ノズル又はノズルの機能をもつもの	28
7.6 バーナ及び点火バーナ	28
7.7 空気調節器	29
7.8 水に接する部分	29
7.9 給排気筒トップ, 給気筒トップ及び排気筒トップ	29
7.10 電気点火装置	29
7.11 点火タイマ及び/又は消火タイマ	30
7.12 サーモスタット	30
7.13 安全装置	30
7.14 排気用送風機	31
7.15 燃焼用送風機	31
7.16 対流用送風機	31
8 電源使用機器の構造	32
9 試験方法	33
9.1 性能試験	33
9.2 機器の設置状態及び使用状態	33

	ページ
9.3 構造,材料及び寸法の試験	33
9.4 はんだの耐久性試験	33
10 検査	34
10.1 形式検査	34
10.2 製品検査	34
11 表示	34
11.1 製品表示	34
11.2 取扱表示	35
12 取扱説明書	35
附属書 A (規定) 安全要求事項	44
解 説	61

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS S 2122:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

家庭用ガス暖房機器

Gas burning space heaters for domestic use

1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス又は都市ガス（以下、ガスという。）を燃料とする表示ガス消費量が、19 kW以下の主として一般家庭用のガス暖房機器（以下、機器という。）について規定する。

なお、この規格では、圧力は、大気圧と示しているもの以外は全てゲージ圧力とする。

注記 この規格で規定する機器は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における液化石油ガス器具等及びガス事業法におけるガス用品に指定されている（**附属書 A** 参照）。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0203 管用テーパねじ
- JIS B 2401-1 Oリング—第1部：Oリング
- JIS C 3101 電気用硬銅線
- JIS C 3102 電気用軟銅線
- JIS C 3301 ゴムコード
- JIS C 3306 ビニルコード
- JIS C 3312 600 V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル
- JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル
- JIS C 8303 配線用差込接続器
- JIS C 8358 電気器具用差込接続器
- JIS C 8515 一次電池個別製品仕様
- JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3313 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3314 溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3446 機械構造用ステンレス鋼鋼管
- JIS G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管
- JIS G 4303 ステンレス鋼棒
- JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4308 ステンレス鋼線材
- JIS G 4313 ばね用ステンレス鋼帯